

居宅介護事業者補償制度が補償対象とする居宅介護事業の範囲は下表のとおりです。

	正会員施設が行う場合	全老健正会員施設と法人が						
		同じ事業所						異なる事業所
		I	II	III-1	III-2	IV	V	
1.居宅介護支援事業								
①居宅介護支援事業	×	○	△	○	○	○	×	×
②介護支援事業	×	○	△	○	○	○	×	×
③地域包括支援センター	×	○	△	○	○	○	×	×
④在宅介護支援センター	×	○	△	○	○	○	×	×
2.居宅サービス								
①訪問介護	×	×	○	○	○	○	×	×
②訪問入浴介護	×	×	○	○	○	○	×	×
③訪問看護	×	×	×	△	△	×	×	×
④看護小規模多機能型居宅介護(小規模多機能+訪問看護)	×	×	×	△	△	×	×	×
⑤訪問リハビリテーション	◎	×	×	△	△	×	×	×
⑥居宅療養管理指導	×	×	×	△	△	×	×	×
⑦通所介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑧通所リハビリテーション	◎	×	×	△	△	×	×	×
⑨短期入所生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑩短期入所療養介護	◎	×	×	△	△	×	×	×
⑪特定施設入居者生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑫福祉用具貸与	×	×	○	○	○	○	×	×
⑬特定福祉用具販売	×	×	○	○	○	○	×	×
3.地域密着型サービス								
①小規模多機能型居宅介護	×	×	○	○	○	○	○	×
②夜間対応型訪問介護	×	×	○	○	○	○	×	×
③定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	×	△	△	△	△	×	×
④認知症対応型共同生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑤認知症対応型通所介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑥地域密着型通所介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×	×	△	△	×	×	×
4.介護予防サービス								
①介護予防訪問介護	×	×	○	○	○	○	×	×
②介護予防訪問入浴介護	×	×	○	○	○	○	×	×
③介護予防訪問看護	×	×	×	△	△	×	×	×

④介護予防訪問リハビリテーション	◎	×	×	△	△	×	×	×
⑤介護予防居宅療養管理指導	×	×	×	△	△	×	×	×
⑥介護予防通所介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑦介護予防通所リハビリテーション	◎	×	×	△	△	×	×	×
⑧介護予防短期入所生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑨介護予防短期入所療養介護	◎	×	×	△	△	×	×	×
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
⑪介護予防福祉用具貸与	×	×	○	○	○	○	×	×
⑫特定介護予防福祉用具販売	×	×	○	○	○	○	×	×
5.地域密着型介護予防サービス								
①介護予防認知症対応型通所介護	×	×	○	○	○	○	○	×
②介護予防小規模多機能型居宅介護	×	×	○	○	○	○	○	×
③介護予防認知症対応型共同生活介護	×	×	○	○	○	○	○	×
6.生活支援ハウス	×	×	○	○	○	○	×	×
7.地域支援事業								
市町村が行う介護予防事業の受託	×	△	△	△	△	△	×	×
8.上記に準ずる市町村独自サービスの受託	×	△	△	△	△	△	×	×
9.上記に準ずる法人独自サービス	×	△	△	△	△	△	×	×

<凡例>

○居宅介護事業者補償制度の対象となる事業

×居宅介護事業者補償制度の対象とならない事業

△個別性がありますので、保険加入の可否については共済会までお問い合わせください

◎介護老人保健施設総合補償制度の対象となる事業

⑨

・居宅サービス事業者補償制度において、介護保険給付事業をおこなった上で、横出し、上乘せサービス（*1）を行う場合は対象となります。

*1 住宅改修、配食、緊急通報、外出介助、家事援助、移送サービス等。

・指定居宅サービス事業者が行う、ホームヘルパー養成研修・福祉用具専門相談員講習は対象となります。

・指定居宅サービス事業者が行う、障害者自立支援法に基づくサービスは対象となります（専ら障害者自立支援法に基づくサービスのみを行い、介護保険法に基づくサービスを一切行わない事業者は対象外です）。

・介護老人保健施設の建物を利用して、7、8、9をおこなっている場合は、介護老人保健施設総合補償制度の対象とはなりません。居宅サービス事業者補償制度へのご加入が必要です。